

◎佐賀県条例第10号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
(手数料及び使用料の額)			(手数料及び使用料の額)				
第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。			第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。				
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
手数料	1～3	略		手数料	1～3	略	
	4	略	<u>1,820円から8,800円</u> まで		4	略	<u>1,400円から7,560円</u> まで
	5		略		5		略
略			略				

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。